

( 公 印 省 略 )  
疾 第 1 1 1 9 号  
平成 31 年 4 月 19 日

公益社団法人 兵庫県看護協会長 様

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課長

新元号の施行に伴う特定医療費受給者証等の取扱いについて (通知)

元号を改める政令 (平成 31 年政令第 143 号) が平成 31 年 4 月 1 日に公布され、同月 30 日の翌日から施行されることにより、元号が「令和」と改められます。

これに伴う特定医療費 (指定難病) 及び小児慢性特定疾病の医療受給者証及びその他文書の取扱いについては、下記のとおりとしますので、ご了知いただきますとともに、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改元日以降の年の表示について

(1) 当課が作成・発行する受給者証及びその他文書

「元号を改める政令」施行日 (以下「改元日」という。) 以前に作成した文書、及び改元日以降に作成する文書について、「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合でも、当該表示は有効なものであり、改元のみを理由とした訂正や再交付は行わない。

受給者証等については、改元日以降も、当面の間、「平成」を用いることとする。当課における各種システムの改修等が完了次第、順次、「令和」を用いるが、いったん「平成」を用いて交付した文書の再交付は行わない。

(2) 申請者及び指定医療機関等からの申請書類等

申請書類等については、改元日以降の年の表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとして受け付ける。

改元のみを理由とした変更の申請は不要とする。

2 上記取扱いを適用する文書

以下の書類の他、特定医療費 (指定難病) 及び小児慢性特定疾病等に係る文書は全て、上記の取扱いとする。

- ・ 特定医療費 (指定難病・小児慢性) 受給者証
- ・ 指定医・指定医療機関 指定通知書
- ・ 申請書類 (新規・変更・更新)、医療費請求書 等

【問合せ先】 疾病対策課がん・難病対策班  
TEL : 078-341-7711 (内線 3232)



「令和」以降も、受給者証等は  
「平成」のままで使用できます！



改元日以降も、「平成」と記載された受給者証は、そのまま使用できます。

申請書類等についても、「平成」の表示であっても有効です。

改元のみを理由とした変更等の手続きは不要です。

なお、当課における各種システムの改修等が完了次第、順次、「令和」を用いた受給者証を交付する予定ですが、いったん「平成」を用いて発行した受給者証の再交付は行いません。

令和元年5月以降の年は、以下のとおり読み替えて使用できるものとします。

記載内容		読み替え
平成 31 年	⇒	令和元年
平成 32 年	⇒	令和2年